

平成 29 年 11 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成29年11月10日 午前10時00分
閉 会 平成29年11月10日 午前11時45分

2 出席委員等

橋 本 教育長 畑 委 員 平 塚 委 員
上 原 委 員 安 藤 委 員 千 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

小 橋	教育次長	前 川	教育監
西 村	管理部長	細 野	指導部長
絹 谷	総務企画課長	立久井	学校教育課長
阿 部	特別支援教育課長	井 上	高校教育課長
西 田	学校教育課担当課長	相 馬	高校教育課担当課長
田 尻	総務企画課副課長	下 村	総務企画課副課長
野 村	総務企画課総括指導 主事	浅 野	学校教育課副課長
廣 田	特別支援教育課副課 長	細 矢	特別支援教育課総括 指導主事
飯 田	高校教育課副課長	大 江	高校教育課総括指導 主事
岡	総務企画課副主査	奥 村	総務企画課主事

5 議事の概要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 10月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(7) 第49号議案 平成29年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【総務企画課長の報告】

- 平成29年9月府議会定例会提出見込議案その4のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案1件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行った。
- 平成29年度京都府一般会計補正予算第5号のうち、教育委員会関係についてであり、台風21号による災害復旧のための予算を計上している。
- 台風第21号による被害状況は、人的な被害はないが、府立学校や文化財などで被害が生じたところ。
- 学校の被災状況については、府立学校41校でグラウンドなどへの冠水、施設への雨水や土砂の流入などの被害があり、府北部では、23日の月曜日から木曜日くらいまで休業等の措置を講じた学校もあったが、その週のうちには通常の学校運営に戻っている。
- 文化財の被災状況については、倒木や扉破損などの被害があった。
- 文化財災害復旧事業費1,700万円と府立学校施設災害復旧事業費1,500万円の2件あり、北野天満宮の屋根の損傷の復旧や中丹支援学校のグラウンドの汚泥撤去といった災害復旧を実施するものである。

イ 請願・陳情等の受理状況について

(7) 京丹後市福祉サービス事業者協議会からの要望書について

【相馬高校教育課担当課長の報告】

- 府立久美浜高校について、京丹後市福祉サービス事業者協議会から10月10日付けで教育長あてに要望書が提出された。本協議会は、福祉事業者の連携を図るために京丹後市内の事業関係者で構成された団体である。
- 要望の内容は、府立久美浜高校の総合学科福祉系列の存続に関すること。
- 久美浜高校においては、総合学科として、大学進学等を目指す文理特修系列、

資格取得等に力を入れている教養系列、農業に関する知識、技術の習得を目指す生産科学系列、そして、要望にある、介護の知識、技術の習得や資格取得を目指す福祉系列の4つの系列を設置している。

- 去る3月に議決いただいた丹後地域の府立高校の在り方に係る基本的な方針決定後、丹後地域の高校の在り方NEWSを発行したところであるが、その中に加悦谷高校の普通科で介護・福祉等の新しい教育内容も検討ということを示しているため、久美浜高校の福祉系列がなくなり、地元の福祉人材の確保に影響が出ることを懸念されたものと考えている。
- なお、丹後地域の高校6校全体における福祉分野への進路状況については、福祉系の大学、専門学校等への進学が毎年100名程度であり、進学者全体の約16%である。
- 高校を卒業してすぐに医療福祉系へ就職している生徒は10数名おり、その内、久美浜高校から京丹後市内の医療福祉系へ就職している生徒は3、4名である。
- 久美浜高校の福祉系列は福祉人材の供給について一定の役割を果たしているが、他の高校からも就職者、進学者がいるなど、丹後全体として一定人材供給の役割は果たしていると考えている。
- 各学校の設置学科については、高校における検討と併せて関係の市・町とも協議、調整を行っているところであり、本要望や生徒のニーズも踏まえた上で、今後の丹後地域の高校の教育がどうあるべきか、引き続き関係機関と協議を行って参りたい。

【質疑応答】

- 平塚委員
久美浜高校から福祉系列がなくなるのは決定しているのか。
- 相馬高校教育課担当課長
まだ決定していない。
- 平塚委員
加悦谷高校と久美浜高校の距離が離れているため要望が出されたのであろう。久美浜高校で福祉系列を選択している生徒はどれくらいいるのか。
- 相馬高校教育課担当課長
総合学科のため2年生に進学する際に系列を選択している。近年80名から90名募集をしている中で、年度により差があるが、10名程度が福祉系列を選択している。
- 畑委員
別紙要望書の福祉人材確保支援事業の支援先となる福祉人材育成施設が久美浜地域には無いという事は知事部局に対して要望した方がいいのではないかと。いずれにせよ学校教育も含めて総合的に地域の事を考えてほしい。
- 相馬高校教育課担当課長
知事部局が京都府北部福祉人材確保定着会議を設けており、教育委員会も参加している。各種福祉事業所、関係機関も参加して協議しているので、教育委員会に対して要望があった事は紹介したい。
- 安藤委員
丹後地域の高校の在り方NEWSの発行頻度はどれくらいで、どのように保護者に対してお知らせしているのか。
- 相馬高校教育課担当課長
3月に在り方NEWSを発行して以降、現在の検討状況について中学生向けに7

月に発行した。今後も内容に進展があれば生徒、保護者にお知らせする予定である。今年度中に学科の概要をお知らせする予定であるが、中学生だけでなく、市町とも相談しながら必要であるなら小学生も対象としてリーフレットを年度末に発行したいと考えている。

ウ 府立高校改革について

【相馬高校教育課担当課長の報告】

- 現在進めている府立高校改革のうち、丹後地域での新しいスタイルの高校の設置と口丹地域での検討状況について報告する。
- 丹後地域においては、これまでから学舎制の導入、京都フレックス学園構想に基づく学校づくり、地域創生教育推進プログラムの推進という3つの方向性をもとに検討を進めてきているところ。
- その1つ、京都フレックス学園構想の具体化として、自分のペースで自立心・主体性を身につけることができる新しいスタイルの高校を新設高校として峰山弥栄分校校地に設置する予定である。
- 開校は平成32年4月、募集定員規模は90名程度とし、単位制による昼間定時制で総合学科を予定している。なお、宮津高校伊根分校、峰山高校弥栄分校、網野高校間人分校での教育実践を融合、発展させた教育内容とすることを考えており、3分校については平成32年度入学者選抜で募集停止を予定している。
- 口丹地域の北桑田高校及び須知高校の在り方検討については、それぞれ、個別検討会議を昨年12月から開催してきたところであり、10月に第4回を行い、学校の在り方、活性化に向けて、地元の関係者の方々からご意見をいただいたところである。
- これをもって、個別検討会議は終了し、今後は、口丹全体での在り方懇話会を開催し、さらに意見をいただいた上で、今年度中には在り方の方向性を決定する予定で進めて参りたい。

【質疑応答】

- 千委員
新しいスタイルの高校について、生徒に自立心や主体性を身に付けさせる事は大事である。そのためには、放任主義とは異なる事を正しく理解し、生徒に対して正しく指導できる教員を配置する必要がある。
- 橋本教育長
入学してくる生徒の想定は、全日制の学校に合わないような生徒である。特別なケアや相談に対応できる力を持ちつつ、社会的に自立できるように指導できる教員が必要なため、そういう体制を考えながら準備をしていく必要があると考えている。
- 上原委員
北桑田高校の所在地は京都市なのに京都市の生徒は受検できないのか。
- 相馬高校教育課担当課長
北桑田高校は市町合併で所在地が京都市になったが引き続き口丹通学圏に位置しており、旧京北町の生徒しか受検できない。そのため旧京北町以外の京都市地域からも受検できないかという要望があった。平成30年度選抜からは通学区域の調整として、募集定員の10%の6名だけだが、京都市・乙訓通学圏から受検できることにした。

- 橋本教育長
近隣の子どもの数が減っているため、寮などを利用し通学区域外からも生徒を集めようとしている。
- 畑委員
丹後の新しいスタイルの学校の校舎は新設するのか。
- 相馬高校教育課担当課長
今の峰山高校弥栄分校を増設、改修をする予定である。
- 畑委員
清明高校が一定の成果をあげているのはハード環境が全て新しいからということもあると思う。丹後の新しいスタイルの学校についても、予算は限られているかもしれないが、生徒のことを考えてハード環境の整備を努めてほしい。
また、北桑田高校は全寮制にするなど都市部ではできない個性的な学校にしたらいと思う。自転車や山岳など特色のあるクラブもあるため、きちんと支援してあげてほしい。
- 安藤委員
北桑田高校美山分校の今後の方向性はどうか。
- 相馬高校教育課担当課長
本校とあわせて今年度中に方向性を出していく予定である。
- 畑委員
在り方を検討する際に、北桑田と美山は文化的背景が違うということも加味していただきたい。

エ 平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

【細野指導部長の報告】

- 今回の調査から、調査名に不登校という言葉が追加されたが、それは、本年2月の教育機会確保法の付帯決議にあるように、不登校というだけで問題行動であると受け取られないように配慮することとされたために、今回の調査から調査名を変更した。
- まず一つ目に、暴力行為については、平成28年度、国公立の小・中・高校を合わせた暴力行為発生件数は、全国では、59,457件で、前年度と比較して2,651件増加しており、京都府の国公立の合計は、2,096件で、前年度と比較して23件増加している。
- 千人当たりの発生件数の全国ワースト順位は、平成28年度は第5位であり、前年度は第4位だったので、1つ順位が下がったという状況。
- 公立学校全体では1,964件で、前年度より30件増加している。
- 校種別では、小学校は832件で前年度より191件増加、中学校は1,000件で前年度より147件減少、高等学校は132件で前年度より14件減少となっている。
- 特に増加が著しい小学校においては、コミュニケーションや感情のコントロールがうまくできない低学年児童等による繰り返しの暴力事象や、4、5年生による暴力事象が目立っている。
- 平成18年度以降の暴力行為の発生件数を校種ごとに見ると、中学校は平成22年度をピークとして大幅に減少している。高校についても平成18年以降、若干の増減はあるものの、減少傾向が続いている。
- その一方で、小学校については、全国と同様に京都も年々増加しており、平成18年度の暴力行為の基準が変更となっからの統計数値で、最も高くなって

いる。

- 小学校における暴力事象が課題となっているため、市町（組合）教育委員会とも連携しながら生徒指導緊急配置指導員の配置などの支援を行って、安全な学校づくりにつなげていきたいと考えている。
- 二つ目に、いじめの状況については、いじめの認知件数は、全国では過去最多の323,808件で前年度より98,676件増加している。
- 文科省はいじめの認知件数が多い事は、教職員の目が行き届いている事の証とも言っており、積極的に認知する姿勢が学校現場に浸透してきた事や、些細なケンカにも注目して早期発見に努める様促した事も増加の要因に繋がったのではないかと。
- 京都府の公立全体は26,370件で、前年度より1,134件増加している。校種別に見ると、小学校で22,242件認知しており、総数26,370件の約84%を占めている状態である。
- さらに学年別に見ると、小学校1年生から3年生までの低学年で14,093件あり、小学校全体の約63%を占めている。
- 都道府県別認知件数は、本年も1000人当たりの認知件数は、本府が全国で最も多いが、本府のいじめに対する捉え方は、小さいいじめも拾い上げ、しっかりと対処することを基本としているためこのような結果となっている。
- 次に、いじめの態様は、小・中・高・特別支援ともに、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われるが一番多く、全体の61.4%、次に、軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりする、が29.0%と二番目に多く、全国と同じ傾向が見られる。
- 三番目については、校種で差異があり、小・中・特支では、仲間はずれ、集団による無視、高校では、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる、となっている。
- また、ネット上のいじめは、小学校は401件で、前年度よりも117件減少、中学校では204件で、26件減少、高校では66件で、32件減少している。
- しかし、ネット上のいじめは、誰もが閲覧できる掲示板ではなく、SNSでの閉鎖的な空間で発生し、より発見しにくい状況になっていることから、情報モラル教育の充実や、児童生徒の小さな変化に気付ける教師の育成が大切だと認識している。
- 次に、いじめの解消状況について、今回から調査方法が一部変更されている。平成29年3月14日に国のいじめの防止等のための基本的な方針が改定され、いじめが解消された状態が初めて示されたため、一定の解消が図られたが継続支援中、の項目が削除されている。
- 国の基本方針では、いじめが解消された状態として、いじめに係る行為が止んでいること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たしていることとされた。
- 特にいじめに係る行為が止んでいることについては、いじめが止んでいる状態が相当の期間継続していることであり、相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするとされた。
- 本調査は、前述の要件を当てはめて集計され、例えば、平成29年1月以降に認知したいじめは全て「解消に向けて取り組み中」となっている。
- その上で、平成28年度の調査結果では、解消しているものの割合は、京都府では合計で93.3%と前年度より低くなっているが、全国平均の90.7%を上回る結果となっている。

- 引き続きいじめの早期発見や予防を意識しながら、教職員、学校の組織体制を構築することや、自尊感情、人権意識を高める指導を行うことを含めて、深く掘り下げた対策を推進していきたい。
- 三つ目に、小中学校の不登校児童生徒数については、全国では134,398人で、前年度と比較して8,407人と大きく増加しており、京都府の公立学校全体では2,475人で前年度より86人増加している。その内訳は、小学校594人、中学校1,881人となっている。
- 不登校の要因について、小学校では本人にかかる要因として、高い順から、その他、不安の傾向がある、無気力の傾向があるとなっている。
- 中学校では、本人にかかる要因として、高い順から、不安の傾向がある、無気力の傾向がある、その他となっている。
- 不登校については、その数が年々多くなっているが、児童生徒にとって魅力ある学校であるよう、引き続き、取り組んで行きたいと考えている。
- 四つ目に、高等学校の不登校生徒数については、全国では48,579人で、前年度と比較して984人減少しており、京都府は1,003人で、前年度と比較して94人増加している。千人当たりの不登校生徒数は、13.9人で、全国の平均の14.7人と比べると低くなっている。
- 公立学校全体では480人で前年度より21人増加しており、その内訳は全日制13人、定時制167人となっている。
- 五つ目に、高等学校の中途退学者数について、全国では47,623人で、前年度と比較して1,640人減少しており、京都府では734人で、前年度と比較して138人減少している。出現率は、1.0%で、全国の平均の1.4%と比べると低くなっている。
- 公立学校全体では334人で前年度より96人減少しており、その内訳は、全日制157人、定時制132人、通信制45人となっている。

【質疑応答】

○ 上原委員

いじめの認知件数が小学校1年生から3年生までで全体の6割を占めていることに驚いている。色々な幼稚園や保育園から児童が小学校に集まってくるため、新しい人間関係を築く中で起こるのではないか。そうならないためにも幼保小連携をもっと推進していくべきだと思う。

不登校については、学年が進んでいくと増えている傾向がある。進学に対する不安もあり不登校になるのではないかと思うが、そういうことを防ぐためにも小中連携や中高連携も大事になってくるのではないか。

○ 細野指導部長

不登校については、教育確保法の施行に伴い無理に登校させる必要はないという考えも広まってきているが、いずれにせよ、校種間連携は大事だと認識しており推進していきたい。

○ 上原委員

小学校で暴力行為が増えているが詳しい調査はしているのか。

○ 立久井学校教育課長

事案が増えてきているため、教育局の職員を含めて現場を見に行き状況調査をしているところ。

○ 橋本教育長

暴力行為を起こしている児童の一部には発達に課題のあるケースがあるのではないかと考えている。いじめについては、学年が進んでいくと件数が減って

いるが、いじめの事実を言わない子が増えて、件数にあがっていないだけかもしれないので、そのような観点で結果を見ることも必要である。

○ 畑委員

いじめについては件数や全国比較をするだけでなくそれぞれの傾向を見る必要があると思っており、低学年で件数が増えていることについてはとても気になる。中でも、保護者や家族への相談件数が京都は少ないのが気になる。

不登校については、小中学校は義務教育なのでできるだけ登校することが好ましいと思う。

○ 立久井学校教育課長

保護者や家族への相談件数が少ないのは、京都府はアンケートと面談でいじめの状況を把握するため、まずは、先生が面談等で知った件数を計上しているためだと思われる。先生に相談するのであれば、当然保護者にも相談はしていると思う。全国の結果で保護者や家族への相談件数が多いのは、保護者が学校より先にいじめを把握しているのではないかと考えられる。

○ 前川教育監

保護者が先にいじめを把握するケースは重大事案になる場合もあるため、注意して丁寧に対応する必要がある。

○ 千委員

冷やかしかからかい等あまりに些細なこともいじめに含めると子どもも保護者も学校の環境が相当厳しいものであると感じてしまうのではないか。

○ 橋本教育長

文部科学省の定義がそうになっている。世間一般の感覚と本調査の結果は少し違うかもしれないが、小さなことからどんどん大きくなることもあるので、些細なものから意識していくことは大事である。

オ 府立中学校における教科用図書の採択について

【立久井学校教育課長の報告】

○ 中学校の教科書は平成27年度が採択替えの年であることから、平成28年度から4年間使う教科書が決められており、今回、洛北高校附属中学校、園部高校附属中学校、福知山高校附属中学校については、昨年度から使っている教科書を来年度も使用することも報告するものである。

○ また、来年4月に南陽高校附属中学校の開校に当たり、教科用図書選定審議会からの答申を踏まえ、高校の教育課程との連携等を検討した上で、学校から推薦を経た上で新たに採択したものである。

【質疑応答】

○ 畑委員

現在教育改革が進んでいる中で、教科書はどれだけ先取りして変わろうとしているのか。専門家から見て使いこなすのが大変そうな教科書はあるのか。

○ 立久井学校教育課長

教科書は国で検定されたものから採択することになっているが、どの図書も学校で使うものとして、検定基準を満たしている。義務教育については4年に1回採択替えをすることに定められており、4年間ごとのサイクルの中で、時代に応じた教科書が検定されているものと考えている。小学校については平成

30年度まで使用する教科書は決まっている。また、英語については、教育改革に対応すべく移行期間に使用するための教材を文部科学省が作成し配布している。

○ 畑委員

グローバル化を目指しているなら、英語の教科だけでなく全ての教科でグローバルの観点を取り入れるべきである。例えば日本で使用している世界地図では日本が中心にあるが、世界の標準では、日本は一番東にある。他にも体育などでのバレーボールの呼び方も、ちゃんと「V」の発音を教えるべきである。東京オリンピックまでには、オリンピックの種目ぐらいはグローバルに対応する呼び方にしてほしいと思う。

カ 府立高等学校教科用図書の採択について

【井上高校教育課長の報告】

- 平成30年度使用の教科書は、平成30年度使用高等学校用教科書目録に記載されている教科書から選定する。
- 府立高等学校使用教科書図書採択の手続きについては、まず、府教育委員会から高等学校長へ通知を行い、説明会を開催し、教科書目録を各学校に送付する。
- 別途各出版社から各校に、1冊だけ、改訂された見本本が送付され、教科書展示会を開催し、教科書編集趣意書の掲載を参照する旨を伝える。
- 各高等学校では教科書の調査研究を行い、来年度使用を希望する教科書を選定し、府教育委員会へ推薦する。
- 府教育委員会では、各高等学校から推薦された教科書について、審査し、学校への指導及びやりとりを行った後、採択を行う。場合によっては、差し替えを行う。
- 教科書の推薦にあたっては、特に、適正で公正な推薦が行われることが肝要であるため、その旨の通知を毎年行っている。
- 例年、年度当初に全校に通知し、各担当者への説明会において再度徹底して説明を行っている。
- 平成30年度使用高等学校教科用図書（件数）一覧については、第1部の現行学習指導要領適用が3,024件で全体の99.8%を占めている。第2部の平成11年学習指導要領適用が5件、第3部はそれ以前の学習指導要領適用が1件である。

キ 府立特別支援学校教科用図書の採択について

【阿部特別支援教育課長の報告】

- 特別支援学校で使用する教科用図書は、文部科学省の検定済みの教科書、文部科学省が著作を有する教科書、絵本や図鑑などの書店で販売されている一般図書の3つがある。
- その中から各校において児童生徒の発達段階や障害の程度に応じて使用する教科用図書を選び、最終的に府教育委員会で採択している。
- 障害の程度が軽度の児童生徒には文部科学省の検定済み教科書や下学年の教科書を使用したりし、障害の程度が重くなると文部科学省が著作を有する教科書を使用し、それらの使用も適当でない場合に教科書以外の図書である一般図書を教科書として使用する。

- 一般図書についても、京都府教育委員会が教科用図書選定審議会に諮問の上、選定のための資料を作成し、各校はそれを参考に選定する。
- 平成30年度に使用する教科書は、対象児童生徒数が約1,600人に対して、781点の教科用図書を選定している。
- 今年度は、新学習指導要領への移行を踏まえ、新たに特別の教科道徳を入れるなどして平成24年度選定資料を改訂した。
- 文部科学省の検定済教科書を使用するのは、分校を含む14校の内、小学部4校、中学部5校、高等部9校で、193点である。
- 文部科学省が著作を有する教科書を使用するのは、小学部5校、中学部5校、高等部4校で12点であり、一般図書は全校全学部で使用し、576点である。

(4) 議決事項

ア 第50号議案 平成30年度教職員人事異動方針について

【西村管理部長の説明】

- 平成30年度教職員人事異動を実施するにあたり、その基本方針を策定する必要があるため議案を提出するものである。
- 今年3月に小学校、中学校の学習指導要領が告示され、来年3月には高校の学習指導要領が告示される予定となっている。
- 小学校においては平成32年度、中学校においては平成33年度から全面实施となるところであり、小学校については、来年度から移行期間に入る。
- こうした状況や、様々な教育課題に対応しつつ、新たな課題に的確に対応するためには、学校における働き方改革を着実に進め、指導・運営体制を効果的に強化・充実を図るとともに、教職員の更なる資質向上を図ることで、学校全体の教育力を高めていく必要がある、ということ異動方針の前文に追加した。
- 重点事項1については、以上の観点を踏まえて修正している。なお、2以降については昨年度からの変更はない。
- また、人事異動方針を踏まえて必要な事項を人事異動要綱として、小中義務教育学校と府立学校に分けて定めているところ。
- 亀岡に義務教育学校ができたことに伴い、小中学校と府立学校ともに変更しており、府立学校については、その他の部分は昨年度から変更はない。
- 小中学校のみの変更内容としては、中学校の小規模化に伴う実技教科の定数減少に伴い、同一校種間での兼務が必要になっている状況であることや、小学校における専科教育の充実のため、中学校の教員が小学校を兼務することをやっている実態を踏まえて、改めて要綱に明記した。

〔原案どおり可決〕

(5) 閉会

教育長が閉会を宣告

